

提案地方公共団体 提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | 資料提出団体 | ページ |
|----|---|--------|-----|
| 37 | 地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し | 八王子市 | 1 |
| 15 | 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化 | 神戸市 | 8 |
| 23 | 既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等 | 広島県 | 16 |
| 1 | 国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し | 四條畷市 | 22 |
| 14 | 中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し | 広島県 | 30 |
| | | 島根県 | 32 |
| 4 | 妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築 | 今治市 | 59 |
| 3 | 里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築 | 石川県 | 69 |

地方公営企業に係る収納取扱金融機関の 担保提供義務の見直し

令和5年6月23日

会計部会計管理課

 八王子市

収納取扱金融機関の担保提供規定について

- 公営企業会計の公金を取り扱う金融機関は、地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、公金の収納及び支払事務を担う出納取扱金融機関及び収納事務を取り扱う収納取扱金融機関に、担保の提供が義務付けられている。

2 ● 一般会計及び各特別会計の公金を取り扱う金融機関は、地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関のみ担保の提供が義務付けられており、収納の事務を担う収納代理金融機関には担保の提供の義務はない。



公金の種類により金融機関の担保提供規定が異なる。

提案の要旨

- 既に収納代理金融機関に指定している金融機関に対し、収納取扱金融機関の契約を取り交わす意思を確認した際、担保提供義務を理由として辞退された事例がある。
- 近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。



収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体と金融機関側との契約等により決定することができるよう、規定の緩和を求める。

本提案が必要となった背景

金融機関の、公金取扱事務からの撤退が加速している。



<公金取扱事務が負担となっている点>

- ▶ ● 低金利の影響から公金の運用益が少ない。
- 金融機関窓口での現金納付に対応する人件費が掛かる。

<特に収納取扱金融機関に負担となっている点>

- **収納取扱金融機関となった場合にのみ担保提供及びその管理の負担が生じる。**
- 自治体や公金の種類によっては件数及び金額が少なく、採算が取れない。

支障事例

- 令和2年度の契約に向けて金融機関と交渉したところ、担保提供を理由として収納取扱金融機関の契約を辞退された。
- 東京都内多摩地域での他自治体でも、同様の理由で契約を断られた事例がある。
- 5 ● 当市の場合、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31行だが、下水道事業は23行であり、8行少ない。(令和5年4月現在)



取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、納入義務者にとって不利益となる。

提案内容及び効果

<提案内容>

- 収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体と金融機関側との契約等で決定できるよう、規定を緩和する。

<提案実現による効果>

- 自治体によっては人口や取扱い件数等から、金融機関側の経営判断により契約を断られる場合がある。そこで、双方交渉の上で担保金提供を免除することにより、金融機関側の負担を減らし、収納取扱金融機関としての新規の契約や契約の維持が期待できる。



収納取扱金融機関の数を維持することで、納入義務者の納付機会の減少を防ぐことができる。

【参考条文】 地方公営企業法施行令及び地方自治法施行令

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

（出納取扱金融機関等の責務）

第22条の3 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定金融機関の責務）

✓ 第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。